

下関北九州道路の取組状況について（報告）

1 概要

下関北九州道路は、本市と下関市の都心部を結び、循環型ネットワークの形成により、くらし、産業・物流、観光、渋滞緩和など地域の一体的発展に寄与するとともに、本州と九州の広域的な人流・物流及び経済活動の活性化を支える大動脈であり、更に、災害時の代替路としての機能・役割を担う道路である。

今般、本道路を、本市と下関市における円滑な都市活動の確保及び良好な都市環境の保持のために必要な都市施設として都市計画に定めることとし、都市計画の手続きと併せて環境影響評価の手続きを開始したため、取組状況の報告を行うもの。

2 これまでの取組み

（1）下関北九州道路調査検討会による調査検討（平成29～30年度）

- 平成29年5月から、地域が主体となり、概略ルート・構造形式・整備手法について調査検討を行うことを目的に「下関北九州道路調査検討会」を設立し、構造形式を検討する必要があること等を確認。

（2）下関北九州道路計画検討会による調査検討（令和元年度）

- 令和元年9月から、計画の具体化に向け、国及び二県二市で構成する「下関北九州道路計画検討会」を設立し、海上部の概略構造はトンネル案より橋梁案が妥当であること等を確認。

（3）計画段階評価（令和2年度）

- 令和2年度から実施した計画段階評価において、住民や企業へのアンケート調査や二県二市の首長及び有識者の意見を踏まえ、複数のルート帯案を比較評価し、海峡部の構造形式を橋梁とした「別線案（集落・市街地回避ルート）」を対応方針として決定。

（4）重要物流道路の指定（令和4年4月1日）

- 重要物流道路の機能強化を計画的に進めるため、令和4年4月1日に国土交通大臣が新たに計画区間として下関北九州道路を重要物流道路に指定。

3 現在の取組状況と今後の取組み

- 令和3年度から環境影響評価や都市計画の手続きに着手。今後の環境影響評価手続きにおいては、方法書手続きにより地域の方々等の意見を踏まえて決定した方法で現地調査等を行うとともに、都市計画手続きにおいては、ルート原案の作成を行っていく。

【環境影響評価と都市計画の手続きの流れ・・・資料1】

令和3年3月 対応方針の決定

〃 4年4月～ 環境影響評価方法書、ルート原案作成（現在はこの段階）

〃 準備書、都市計画案作成

〃 評価書、都市計画決定

4 その他の動き

- 令和4年7月31日 下関北九州道路整備促進大会開催
- 〃 8月31日 国要望（国土交通省等）実施